

職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。この服務の原則に基づき、職員には、様々な服務上の制約が課せられています。

【服務規程の主な内容】

服務の根本基準	全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないこと。
服務の宣誓	服務の宣誓をしなければならないこと。
法律に従う義務	法令等に従い、上司の職務命令に忠実に従って職務を遂行しなければならないこと。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしてはならないこと。
秘密を守る義務	在職中・退職後に関わらず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
職務に専念する義務	勤務時間・職務上の注意力のすべてを職責遂行のために注ぎ、自らが行うべき職務にのみ従事しなければならないこと。
政治的行為の制限	次のような政治的行為をしてはならない。 1 政治的団体等の結成に関与したり、このような団体等の役員となること。 2 政治的団体等の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。 3 特定の政治的団体等に対し支持・反対する目的で、又は公の選挙等において特定の人等に対し支持・反対する目的で、次のような政治的行為をすること。 (1) 公の選挙等において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。 (2) 署名運動を企画、主宰するなどこれに積極的に関与すること。 (3) 寄附金等の募集に関与すること。 (4) 文書・図面の役場庁舎等への掲示や庁舎等の利用を行ったり、又は行わせたりすること。
紛争行為の制限	住民に対しての同盟罷業・怠業等の争議行為や業務の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならないこと。
営利企業などの従事制限	許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員等の地位を兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこと。